

令和7年（2025年）9月19日

出入国在留管理庁 御中

日本司法書士会連合会

会長 小澤 吉徳

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令等の一部を改正する省令案に関する意見

当連合会は、標記について次のとおり意見を申し述べる。

1. 基本的な考え方について

【意見】

要件の厳格化について基本的に賛成する。一方で、対日進出及び投資の障壁にならないような支援策を講じるべきである。

【理由】

「経営・管理」にかかる在留資格が、本来の趣旨に沿うものでなく「中長期在留者」として滞在するために取得されるケースが懸念されており、要件の厳格化は、事業活動を行わない、いわゆるペーパーカンパニー等を通して在留資格が不当に取得されることの防止の一助となり得るものと思料する。また、国内外からのマネー・ローンダリング対策のさらなる徹底が求められているところ、実体を欠く法人を在留資格の取得手段として用いることを容認することはできない。

同時に対日進出や投資の障壁となるおそれもあり、令和4年に政府が掲げた「スタートアップ育成5か年計画」において海外の起業家・投資家の誘致拡大を図ることとされているところ、産業の国際競争力の低下や国際的経済活動拠点の形成を困難にする懸念がある。とりわけ資金力が潤沢とはいえない若年層の外国人による大学発ベンチャー等が本邦での事業活動を躊躇することがないよう、特例措置をはじめとするサポート体制を整備することが必要であるものと思料する。

2. 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令について

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動の基準のうち、

二 申請に係る事業の規模が次のいずれにも該当していること

イ その経営または管理に従事する者以外に本邦に居住する常勤の職員（法別表第一の上欄の在留資格をもって在留するものを除く。）が従事して営まれるものであること。

ロ 資本金の額または出資の総額が三千万円以上であること

三 学位又は及び事業の経営管理についての経験のいずれかの該当要件

【意見】

（1）上記二、ロにかかる、いわゆる資本金等の要件の変更に賛成する。ただし、3,000万円以上とした根拠等を示されたい。

（2）上記二、イにかかる本邦居住の常勤の職員につき、単なる常勤の職員でなく、将来的には香港やシンガポールにおけるカンパニーセクレタリー（会社秘書役）に類似する者を設置することを検討すべきである。

（3）既に「経営・管理」にかかる在留資格を得て、本邦に滞在する中長期在留者の在留資格更新にも影響を及ぼすものであることから、現行の基準により当該在留資格を得ている者の資本金等の要件を充足することについては、相当の期間を定めた経過措置を設けることを検討すべきである。

【理由】

（1）相応の資本金等を要件とすることで、「経営・管理」の在留資格に対する信頼性が向上し、事業の継続性が確保されるものと思料する。また、経営又は管理に従事する者以外の常勤の職員が必須となったことにより、虚偽や形骸的な申請をあらかじめ防止できる蓋然性が高まるものと思料する。

資本金等の要件の3,000万円については、現行の500万円からの大幅な引き上げであることから、その根拠等は示されるべきである。

（2）カンパニーセクレタリー（会社秘書役）とは、一般的な秘書とは異なり、会社運営にかかる法定書類の作成、保管や登記等の手続の役割を担う役職であり、それを設置することで事業の運営実態が定期的に確認でき、かかる法令の趣旨等により合致するものと思料する。

（3）資本金等の要件が引き上げられることに伴い、既に「経営・管理」にかかる在留資格を得て本邦に在留している者に対して、更新の際に引き上げられた要件を充足することが想定されるところ、中小企業が容易に増資できる金額ではないことから、相応の猶予期間を設けることが望ましいものと思料する。

3. 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令について

出入国管理及び難民認定法施行規則別表第三のうち

在留資格が経営・管理、法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動についての資料

一 次のイからハマまでに掲げる資料

イ 経営に関する専門的な知識を有する者による評価を受けた事業計画書の写し（以下略）

【意見】

賛成する。

【理由】

「専門的な知識を有する者による評価を受けた」事業計画書とすることで、より実効性が向上するものと思料する。なお、専門的な知識を有する者については、司法書士、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門国家資格者、あるいは当該事業所が属する地域の金融機関や商工団体等とすることが望ましいものと思料する。

「経営・管理」にかかる在留資格の取得を巡っては、弁護士・司法書士以外の者が虚偽の在留資格を得る目的で、会社設立登記を申請し、摘発される事件も報道されているところ、今般の改正の目的を達成するため、会社設立の段階から適正な専門家と連携する仕組みの構築も肝要であるものと思料する。また、「経営・管理」にかかる在留資格取得者については、他の在留資格取得者と比べて、監督、指導、助言等を受ける機会が限定的であることから、専門的な知識を有する者が継続的な支援等を行うことが望ましいものと思料する。